

# 社会保険 いばらき

## 4

学生納付特例制度をご存じですか

2015 April  
NO.441

- 事業主の皆さまへ
- 健康診断のご案内
- 協会けんぽ茨城支部から保険料率のお知らせ
- 健康づくり DVD 貸出し



「春の静峰ふるさと公園」(撮影・那珂市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 「学生納付特例制度」をご存じですか？



20歳以上の学生を扶養されている皆さん  
国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存じですか？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、学生ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## 対象となる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(\*)に在籍する学生で、学生ご本人の前年所得が基準以下の方  
(\*)「各種学校」→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

## 所得の基準

**118万円+扶養親族等の数×38万円**

で計算した額以下の所得である場合

## 申請手続き

住所地の市町村役場国民年金担当窓口

なお、平成26年度に学生納付特例制度の適用を受けた学生の方で、平成27年度の申請用ハガキが送付された方については、申請用ハガキに必要事項を記入の上、返信して下さい。

## 学生納付特例期間に係る年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」、「未納」は、このように違います。

|                  |          | 納 付         | 学生納付特例       | 未 納          |
|------------------|----------|-------------|--------------|--------------|
| 障害基礎年金<br>遺族基礎年金 | (受給資格期間) | ●<br>算入されます | ●<br>算入されます  | ×<br>算入されません |
|                  | 受給資格期間   | ●<br>算入されます | ●<br>算入されます  | ×<br>算入されません |
| 老齢基礎年金           | 年金額に反映   | ●<br>反映されます | ×<br>反映されません | ×<br>反映されません |

- 障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、保険料の納付要件のほかに、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の国民年金保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。(保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。)

就職したら、  
学生時代の  
国民年金保険料  
を追納することを  
お勧めします。

平成26年4月より、免除・納付猶予および学生納付特例が、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

## 事業主の皆さまへ

### 資格取得届提出時の「本人確認」事務の取扱い

マイナンバー（個人番号）の導入に向けた取り組みとして、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票上の住所をもとに、住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をして住民票コードを収録しています。

このため、資格取得届の被保険者住所欄には、原則住民票上の住所を記入していただきますが、

- ①基礎年金番号をお持ちでない方、または、確認できない方（基礎年金番号が空欄となる方）
- ②住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある方（現住所が住民票上の住所と異なる方）

の両方に該当する場合は、資格取得届の被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、備考欄に住民票上の住所を記入していただきますようお願いいたします。（住民票等の添付は不要です）

※電子申請・電子媒体申請（CD / DVD）により手続きされる場合も取扱いは同じです。

※日本年金機構で本人確認ができなかった場合、資格取得届等を一旦お返しすることとなります。

※本人確認ができなかった場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

### 「ローマ字氏名届」の提出をお願いします

外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を提出する際には、「ローマ字氏名届」の提出も合わせて必要となります。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も、機構から送付する通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証は、カナ氏名で表示されます。
- すでに被保険者となっている外国籍の方は、ローマ字氏名届の提出に引き続きご協力をお願いします。

### 「住所変更届」をお忘れなく！

従業員の方が住所を変更したときは、「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」の提出が必要です。「ねんきん定期便」などのお知らせを皆さまへ確実にお届けするためにも、速やかに正しい住所の届け出をお願いします。

### 「住所一覧表」の提供サービスをご利用ください

当機構では、従業員と被扶養配偶者の住所を確認していただくために、「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

事業主さまからの申込後に、事業所へ「住所一覧表」を送付します。「住所一覧表」に記載されている住所と現住所が異なる場合は、「住所一覧表」に直接朱書き訂正して届出することにより、簡単に住所変更をすることができます。

住所の確認・訂正により、当機構から従業員や被扶養配偶者へお送りする文書（ねんきん定期便など）が正しく届くようになります。ぜひ、このサービスをご活用ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧くださいか、  
管轄の年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

# のご案内

## 特定健診(被扶養者の健診)について

### ♪ 特定健診とは?

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象の健康診断です。基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

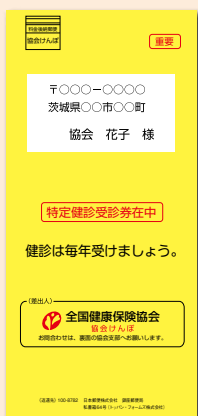
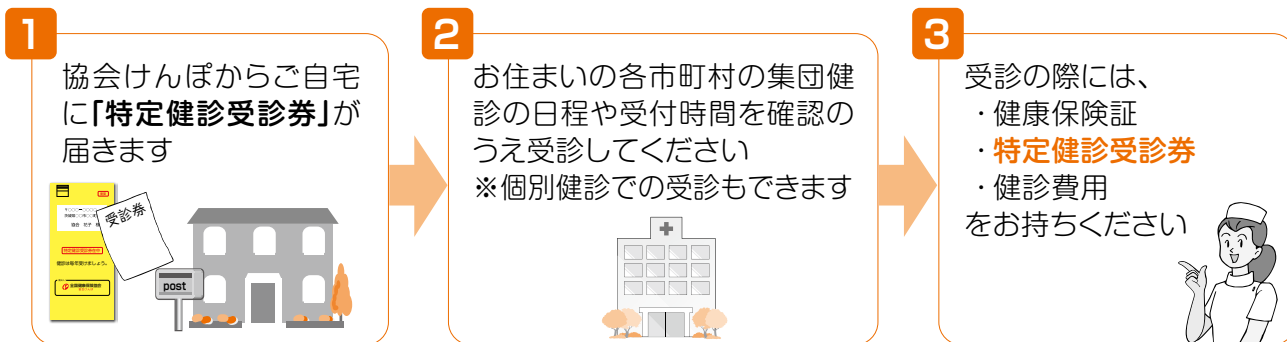


### ♪ 受診場所と自己負担額

|      |   |
|------|---|
| 個別健診 | 実施可能な医療機関で受診する場合の自己負担額は <b>1,862円</b> です。                   |
| 集団健診 | 市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は <b>500円</b> です。 |

お住まいの各市町村では、**がん検診**も受けられます! がん検診についての詳細は、各市町村の広報をご覧ください。お問い合わせください。

### ♪ 受診までの流れ



### 『特定健診受診券』は平成27年度も4月にご自宅へお送りします!

被扶養者(ご家族)さまが特定健診を受診する際に必要な『特定健診受診券』は4月に被保険者さまのご自宅にお送りします。特定健診についての詳細は、同封のパンフレット等をご覧ください。  
なお、「宛てどころに尋ね当たらない」などの理由でお届けできなかった受診券は、事業主さまへお送りし配付いただいております。  
平成27年度も、ご自宅にお届けできなかった受診券は事業主さまへお送りしますので、対象の方への配付にご協力をお願いいたします。

← 4月に届く**黄色の封筒**を必ず開封し、ご確認ください!

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# 健康診断

## 生活習慣病予防健診(被保険者の健診)について

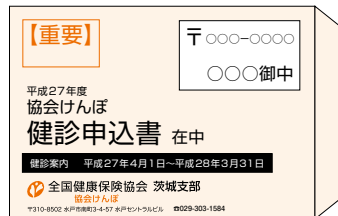
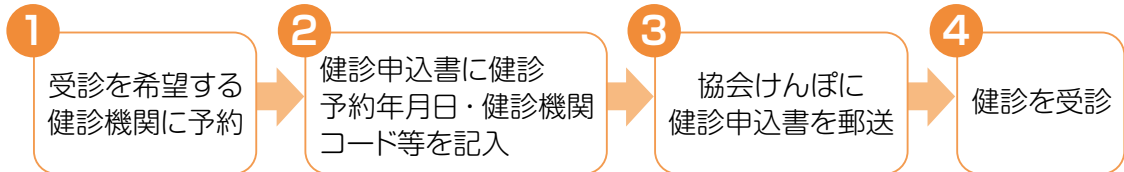
35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健康診断です。

### 生活習慣病予防健診のメリット

- **がん検診の内容も含まれます!** (肺がん・胃がん・大腸がん等)  
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- **とってもおトク!**  
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を、約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- **定期健康診断の内容を全て含みます!**  
事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含んでいます。



### 受診までの流れ



詳しくは4月に事業所に届くご案内や、協会けんぽホームページをご覧ください!

## 生活習慣病予防健診 Q & A



**Q** 通院中なので、健診を受診する必要はないのでは?

**A** いいえ。定期的に通院されている場合でも、健診によって**新たな病気を早期発見**できる場合もあります。かかりつけの医師とご相談の上、ぜひ健診を受診してください。



**Q** 会社の定期健診を受けていれば十分では?

**A** いいえ。生活習慣病予防健診は「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含むだけでなく、**がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)**の内容など、定期健診には含まれない項目まで検査ができるので安心です。ぜひ受診してください。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1584 (保健グループ)

## 協会けんぽ茨城支部 平成27年度保険料率のお知らせ

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、  
例年より1カ月遅れての本年4月分(5月納付分)からの適用となります。

健康  
保険料率 **9.92%**

介護  
保険料率 **1.58%**

- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、4月分(5月納付分)から適用されます。  
また、賞与については、支給日が4月1日分からとなります。
- 健康保険料率(9.92%)の内訳は、基本保険料率(6.09%)と特定保険料率(3.83%)です。

保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、  
どうぞご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.029-303-1580

受付時間/平日8:30~17:15

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

## 健康づくりDVD貸出しのご案内

茨城県社会保険協会では、職場の健康づくりに役立てていただくこと、健康づくりDVDの貸出しをはじめました。職場での研修の際などにご活用いただけると幸いです。

### 『健康啓発DVD “Kenko Cafe Story”』



Vol. 1 はじめての  
ウォーキング&ジョギング

Vol. 2 若々しい体をキープ!  
エクササイズ&ダイエット

Vol. 3 Good-bye ストレス

Vol. 4 正しく知れば恐くない  
がんのお話

※在庫の状況により貸出しまでにお時間をいただく場合がございます。

※貸出期間は2週間程度を予定していますが変更もできます。

※返却の際の送料は貴社にてご負担くださいます様よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

一般財団法人 茨城県社会保険協会

TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階